

食料安定供給特別会計入札等監視委員会 審議概要

(ホームページ掲載日：令和6年9月6日)

開催日及び場所			令和 6 年 7 月 1 8 日（木曜日）農産局第 3 会議室	
委員			大田裕章（弁護士） 藤原 敏（法人参与） 塩幡勝典（公認会計士）	
審議対象期間			令和 6 年 1 月 1 日～令和 6 年 3 月 3 1 日	
審議対象案件			78 件 うち、 1 者応札案件 0 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0 件	
抽出案件			5 件 うち、 1 者応札案件 0 件 (抽出率 6 %) (抽出率 － %) 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0 件 (抽出率 － %)	
抽出案件内訳	物品・役務等	一般競争	0 件	
		指名競争	5 件 うち、 1 者応札案件 0 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0 件	
		随意契約（企画競争・公募）	0 件	
		随意契約（その他）	0 件	
	(特記事項)			
委員からの意見・質問、それに対する回答等			意見・質問	回答等
			別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容			特になし	
[これらに対し部局長が講じた措置]			[	

別 紙

委員からの主な意見・質問、それに対する回答等（第62回 令和6年7月18日）

意 見 ・ 質 問	回 答 等
1 輸入米穀買入委託契約アメリカ加州産うるち精米中粒種 14,000 トン（指名競争契約） 【整理番号5】 （業務概要） ○なぜ産地指定をしているのか。 ○需要の調査はどのようにしているのか。またトン数はどう決めているのか。	○ガット・ウルグアイ・ラウンド合意(WTO協定)に基づくミニマム・アクセス輸入を、国産米に極力影響を与えないように、国家貿易で輸入をしている。国際約束数量は77万玄米トン（精米ベースでは68万2,200トン）。 指名競争入札に参加する要件を定め、基準（輸入実績、一定の資産等）を満たした輸入商社と買入委託契約を結び、一旦国が買い入れ在庫し、国内の実需者に売り渡している。 令和5年度は年間13回入札を実施し、本契約は、アメリカ産地指定入札。 ○アメリカ産は加工用に需要があり、米菓等の包装に記載がある。固定的に需要があるものについては産地指定入札としている。 ○年度によって大きく需要は変わらない。 国内の需要状況や、国際価格が高くなっているかどうか、作柄がよく輸出余力があるか等を見てトン数を決定する。
2 輸入米穀買入委託契約タイ国産うるち精米長粒種 7,000 トン（指名競争契約） 【整理番号7】 （業務概要） ○なぜ産地指定をしているのか。	○1と同じ。 本契約は、タイ産地指定入札。 ○沖縄に向けての入札。タイ産は沖縄の泡盛で固定的に需要があるので、産地指定入札としている。

○輸入時の品質は。	○入札において応札する品位の基準を記載しており、例えばタイ産では、異物の混入限度や赤条粒及び白っぽくなってしまっている米の混入限度等全て規定しており、そこに合致しないと輸入商社から違約金をもらう契約となっている。
3 輸入米穀買入委託契約中国産うるち精米中粒種 12,000 トン（指名競争契約） 【整理番号 20】 （業務概要） ○グローバルテンダー方式とは、特に産地は制限していないのか。 ○中国産が安いのか。	○1 と同じ。 本契約は、グローバルテンダー方式入札。 ○入札において応札する品位の基準に合致した米であればどの国でも応札可能。 ○本入札は中国産が落札。令和 5 年度の同方式では、オーストラリア産の方が落札回数は多かった。 品位を細かく設定しており、アメリカ産・オーストラリア産と遜色ない。
4 輸入麦買入委託契約食糧小麦カナダ産 1CW 24,790 トン（指名競争契約）【整理番号 77】 （業務概要） ○米の輸入との違い、また麦の輸入の注意点は何か。	○主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律に基づき、国が計画的に国家貿易で輸入している。 指名競争入札に参加する要件を定め、基準（輸入実績、一定の資産等）を満たした輸入商社からの応札で最も安価な輸入価格を提示した者と契約をしている。 本契約は、カナダ産 1 CW（1 等カナディアン・ウェスタン・レッド・スプリングの略。パン用小麦。）の入札。 ○米は国内でほぼ100%の自給率であるが、特定の需要に応じて輸入している。麦は国産では質的・量的に満たさない需要分を国家貿易

○どこの港のどこのサイロに何万トン入れるか等はどのように決めているのか。業者からの聞き取り等を踏まえて決めるのか。	により輸入している。 ○製粉企業等の買受申込みに応じて港・サイロを決めている。輸入商社はそれらをいかに効率よく指定された港に運ぶか等、コスト削減の努力をしていると聞いている。
5 輸入麦買入委託契約食糧小麦オーストラリア産 ASW 29,180 トン（指名競争契約） 【整理番号 78】 （業務概要） ○指名競争入札資格 12 者が全員参加しないのはどうしてか。 ○オーストラリア産小麦の用途は。	○4 と同じ。 本契約は、オーストラリア産 A S W（オーストラリア・スタンダード・ホワイトの略。ヌードル用小麦。）の入札。 ○輸入商社が取引のある現地輸出業者へオファーし、その価格等を考慮の上、応札するかを決めており、その結果、応札しない場合もある。 ○オーストラリア産のスタンダード・ホワイトは主にうどん用として年間80万トン程度が輸入され、うどんの製麺に使用されている。

（注）予定価格が類推される内容は除いています。